

令和7年度版 人権教育研修資料

なくそう差別 築こう明るい社会

～学ぶ つながる とともに歩む～

「人権同和教育に関する教職員の意識調査」の結果を踏まえて



鹿児島県教育委員会



はじめに

人権に関わりの深い特定職業従事者である教職員が、どのような意識や認識をもっているか把握し、その結果を人権教育の指導力向上等に関する研修等の改善・充実に活用することで、学校教育における人権教育のより一層の充実を図るために、令和5年度に「人権同和教育に関する教職員の意識調査」（以下「意識調査」という。）を実施しました。

本意識調査では、全公立学校（幼稚園を除く。）から約2割の学校を抽出し、およそ4,000人の教職員を対象に、「人権教育への取組状況」、「差別の捉え方」、「力を入れて取り組みたいと考える人権課題」、「人権教育を進める際に困っていること」、「人権に関する法律や用語等の理解度」、「同和問題への認識」、「性的指向・性自認への対応」など、幅広く人権意識について調査しました。

この度、意識調査から明らかになったことを踏まえ、学校における人権教育の改善・充実の基本的な考え方や、現在求められている研修の在り方をまとめましたので、人権教育の更なる充実を図るために御活用ください。

目次

I	意識調査から見えてきた全体的な特徴	1
○	人権教育の取組に対する意識が高まっている	2
○	差別の捉え方に課題がある	4
○	研修を深め、自信をもって指導したいと考えている	6
○	その他の調査結果（概要）	8
II	人権尊重の精神を全教育活動の根幹に据えて	12
1	人権教育を全ての教育活動を通して	12
2	人権教育を通じて育てたい資質・能力	13
3	人権教育の成立基盤としての教育・学習環境	17
4	M o mの基本姿勢を大切に	18
III	子どもは権利の主体者	20
1	「児童の権利に関する条約」の理解	20
2	子どもが主語の学校教育の実現	23
IV	教職員の学びをつくる	25
1	子どもを主語にした研修	25
2	全校体制で推進する人権教育	26
3	人権尊重の視点を踏まえた授業づくり	27
4	資料を活用した研修	28
5	教職員の仲間づくり	29
6	学び続ける教師の在り方	29

※ 表紙の写真は、「アネモネ」です。アネモネは、ギリシャ語で「風」を意味しており、花言葉は「期待」です。本資料が、全ての学校で人権の風が吹くきっかけとなることを願っています。

I 意識調査から見えてきた全体的な特徴

一人一人の人権が尊重される社会の実現のためには、あらゆる人の人権意識の醸成が必要です。特に、教職員や行政職員等は日頃から人権に関わりの深い特定職業従事者であり、人権問題を取り巻く時代の変化を踏まえつつ、人権意識の涵養を図ることが重要です。

今回の意識調査の結果を分析すると、本県教職員の人権教育に対する意識は、前回調査（平成30年）の結果と比較し、向上している面が確認できる一方、差別の捉え方に課題があることや人権教育の取組への不安を抱えていることも分かってきました。

そこで、全体的な特徴を三つの観点にまとめました。

- 人権教育の取組に対する意識が高まっている
- 差別の捉え方に課題がある
- 研修を深め、自信をもって指導したいと考えている

なお、調査対象とならなかった学校においても、本調査を実施して分析を行うことで、自校の実態を捉えることができるのではないのでしょうか。その結果、例えば、同和問題への認識に課題があれば、令和5年度版「なくそう差別 築こう明るい社会～同和問題 基礎資料～」を活用した研修を行い、また、自尊感情の育成に課題があれば、令和2年度版「仲間づくり～自尊感情を育むために～」を活用した研修を行うなど、本課作成の資料を積極的に活用して、実態に即した取組を推進することができます。

<意識調査の概要>

- 調査時期：令和5年10月下旬から11月下旬まで
- 調査対象：学校数 161校（全公立学校の約2割）
教職員数 4,006人（全教職員の約2割）
- 調査項目：15項目

【問1】職種

【問2】年代

【問3】経験年数

【問4】人権教育への取組状況

【問5】差別の捉え方

【問6】差別や人権について意識し始めた時期

【問7】力を入れて取り組みたいと考える人権課題

【問8】人権教育を進める際に困っていること

【問9】知識や情報を得る手段

【問10】法律や用語等の内容の理解度

【問11】人権課題の解決に対する意識

【問12】同和問題に関して起きていると認識している差別事象

【問13】児童生徒からの同和問題に関する質問への対応

【問14】性的指向・性自認への対応

【問15】人権教育で特に大切にしたいこと

※ 意識調査の調査項目と結果は、人権同和教育課のホームページに掲載しています。

「人権同和教育に関する教職員の意識調査」



人権教育の取組に対する意識が高まっている

1 人権教育の取組に対する意識が高まっている

人権教育への取組状況について尋ねた問4「あなたは、『人権教育の視点に立った教育活動』にどの程度取り組んでいますか。」の質問に対し、「十分取り組んでいる」、「どちらかといえば取り組んでいる」と肯定的に回答した割合が95.4%あり、前回調査（平成30年）の71.6%から23.8ポイント上がっています（図1）。

これは、時代の要請や社会情勢の変化により、意識の変容が見られたことが要因で上昇したと捉えています。具体的には、学習指導要領の前文に自他の尊重について示されたこと(p.12)、生徒指導提要に「『児童の権利に関する条約』の理解は教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須」と示されたこと、「こども基本法」をはじめとする人権に関する法律等が整備されたこと等が挙げられます（p.21）。それに伴って各学校では、人権尊重の精神に立つ学校づくりや学級づくりが進められ、児童生徒への関わり方等、人権教育の視点に立った教育活動に対する教職員の意識の高まりがあったと考えられます。

さらに、年代別に分析してみると、年齢が上がるにつれて「十分取り組んでいる」と回答した割合が高くなっています（図2）。これは、研修等で個人の学びを深める機会を重ねてきたことや、子どもや保護者、地域住民など、様々な人との出会いや関わりの中で、自分自身を見つめ、人権教育の視点に立つことの重要性を感じてきたからではないかと考えられます。

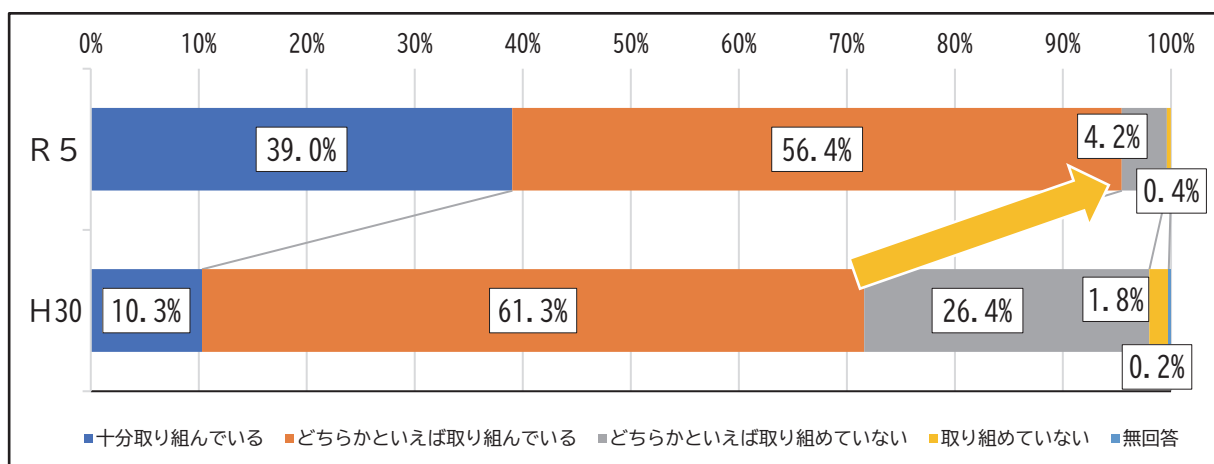


図1【問4】人権教育への取組状況（経年）

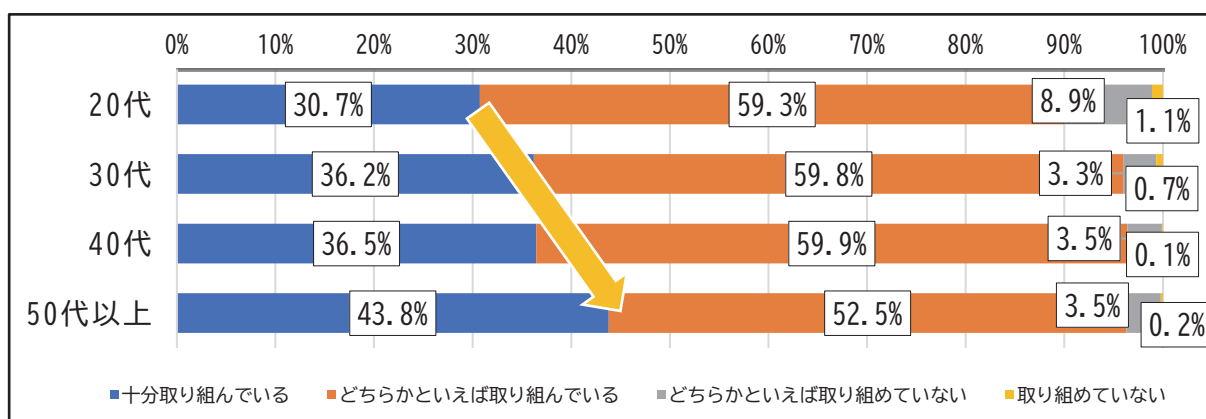


図2【問4】人権教育への取組状況（年代別）

2 人権感覚を磨くことが重要と認識している

問 15「児童生徒の人権教育に携わるに当たって、現在、あなた自身が特に大切にしたいことは何ですか。」の質問に対しては「人権感覚を養うこと」と回答した割合が最も高く 69.8%でした（図 3）。

年代別で見ると、年齢が上がるにつれて「人権感覚を養うこと」や「人権尊重の視点に立ち、日常の様々な場面における言動等に配慮すること」と回答した割合が高くなっています。これは、子どもたちとの関わりや様々な教育実践を通して、自身の人権感覚を高め、言動を振り返ることの重要性を実感しているからではないかと考えられます。

一方、若い年代では、「児童生徒一人一人と関わる基本姿勢(Mom)を定着させること」や「人権教育や人権課題に関わる知識を深めること」と回答した割合が高くなっています。これは、特に若い世代が、まずは今、自分が関わっている子どもたちとどう向き合うかを最優先の課題と捉え、子どもの前に立つ一人の人間として人権教育に関する基本的な知識等について学ぶ必要性を強く感じているからではないかと考えられます（図 4）。

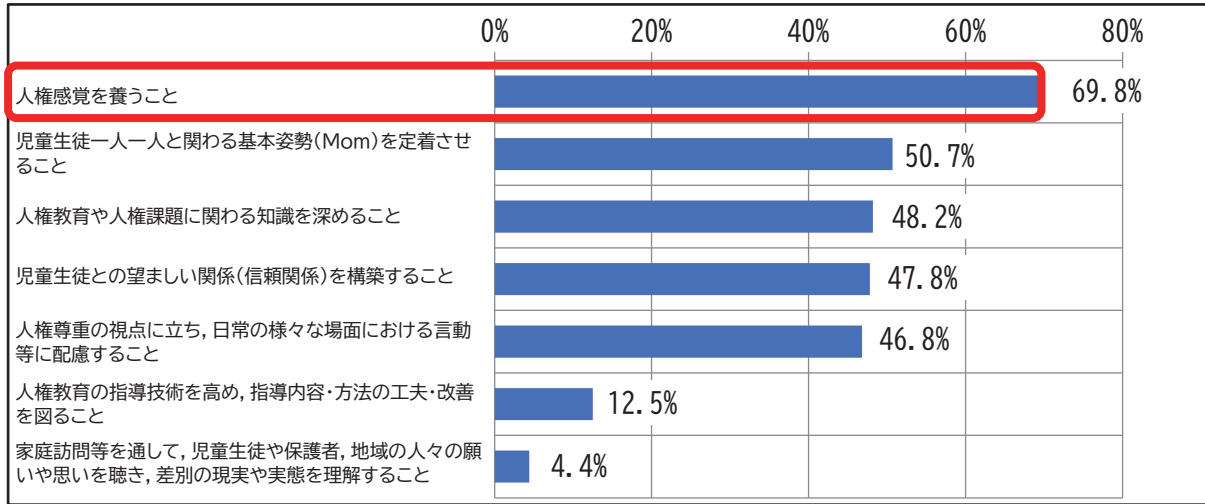


図 3 【問 15】 人権教育で特に大切にしたいこと

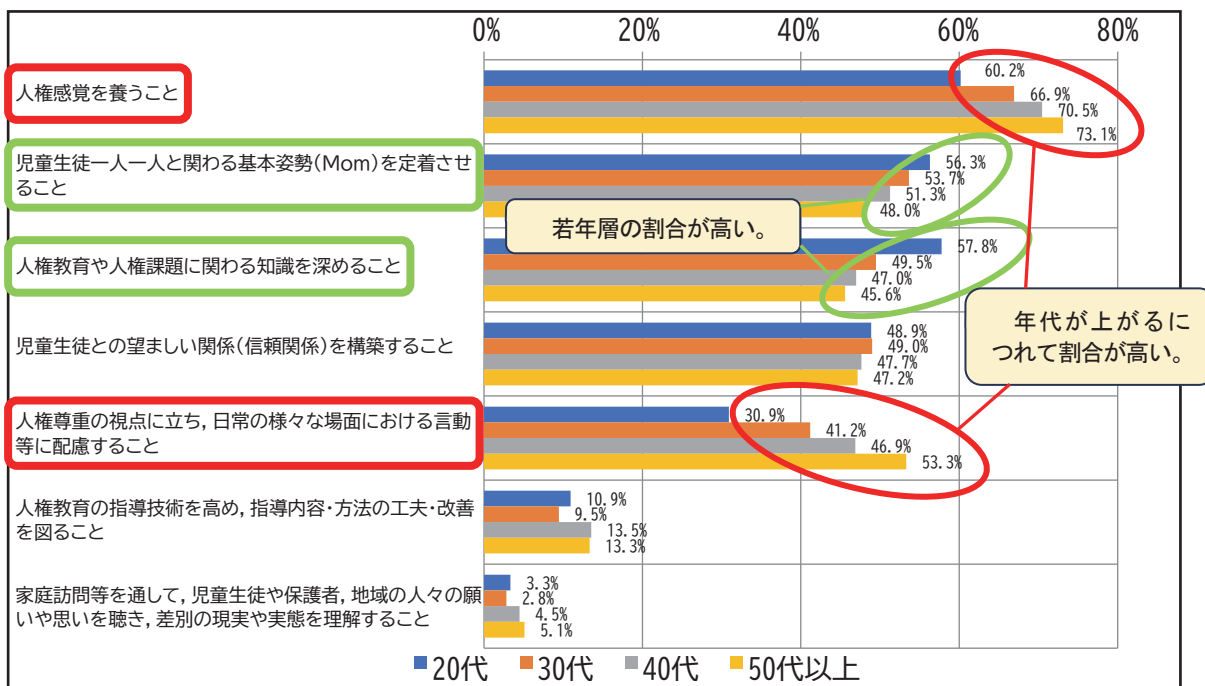


図 4 【問 15】 人権教育で特に大切にしたいこと (年代別)

差別の捉え方に課題がある

1 差別についてどのように考えているのか

差別についてどのように考えているのかを尋ねた問5では、「差別は人間として恥ずべき行為である。」と「人権問題を自分自身の問題として捉えることが大切である。」について、「そう思う」、「ややそう思う」と肯定的に回答した割合が、いずれも99.7%です（図5）。これは、教育に携わる者としての使命感や職責感によるものが大きいのではないかと考えられます。

一方で、「差別されている人は、まず、自分たちが社会に受け入れられるよう努力することが必要である。」と回答した割合が13.0%です。また、「差別は、差別される人の側に原因がある。」という考え方に、「全くそう思わない」と回答した割合は73.5%にとどまっており、「差別は人間として恥ずべき行為」と回答しながらも、差別される側に責任や努力を求める教職員の実態があります。「差別を自分自身の問題として捉える」ことが、真の意味で理解されているのでしょうか。これでは、人権教育の目標である「人権が尊重される社会づくりに向けた行動」ができる子どもたちを育成することはできません。私たち教職員の差別に対する認識を見つめ直していく必要があります。

併せて、次ページの図6にあるように「差別されている人は、まず、自分たちが社会に受け入れられるよう努力することが必要である。」、「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる。」という考え方に、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した教職員がどの年代においても一定数います。私たち教職員は、差別をなくす側に立っています。まずは、自分の中に偏った見方や捉え方、差別心がないのか点検・評価することから始めましょう。「差別はよくない」と知識としてインプットするだけでなく、「自分はどうか」と問い続けながら研修を重ね、「いかなる理由があっても差別は許されないもの」との共通認識をもてる場を大事につくっていきましょう。

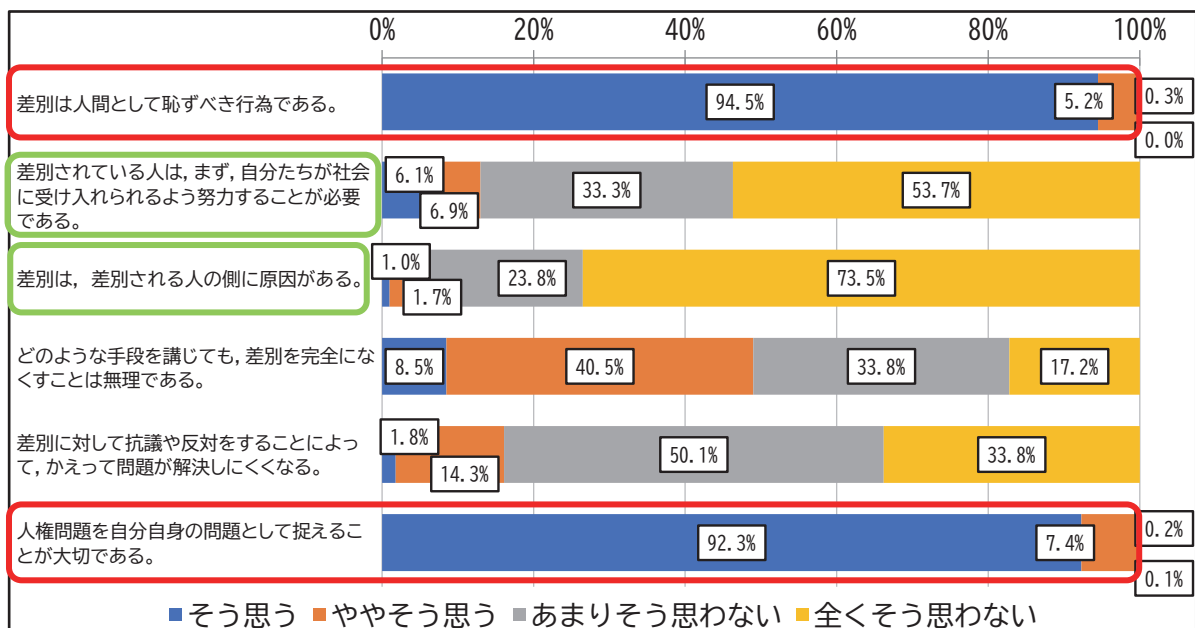


図5 【問5】差別の捉え方(一部)

差別の捉え方を見つめなおすために、p.28の【コラム】「人権課題を捉える三つのモデル」を確認してください。



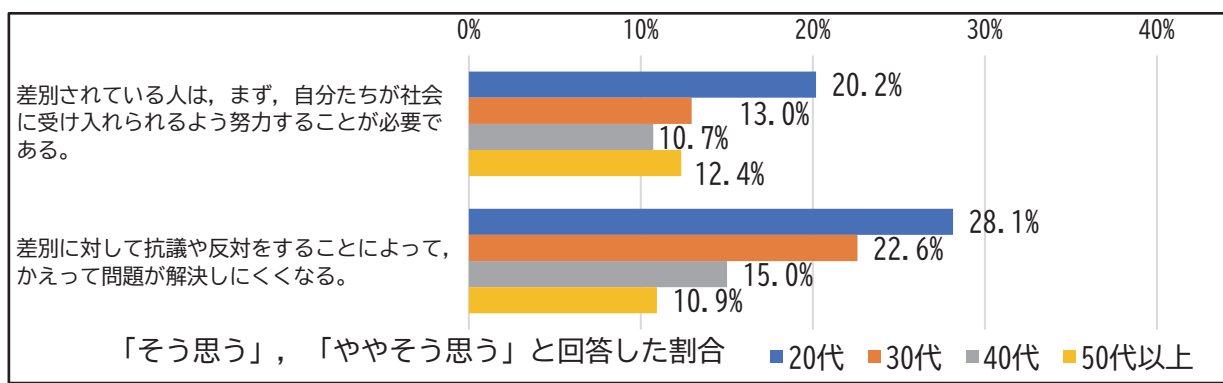


図6 【問5】「差別」についてどのように考えているか（年代別、一部）

2 同和問題に関して起きていると認識している差別事象について

同和問題について尋ねた問12「現在、同和問題に関し、どのような差別事象等が起きていると思いますか。」との質問に対し、「被差別部落(同和地区)に対する差別はないと考えているので、人権問題は起こっていない。」と回答した割合が12.3%で、前回調査の8.6%から3.7ポイント上がりました。この結果から、教職員の1割以上が部落差別はないと考えている現状が明らかになりました。

また、「インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること。」と回答した割合が70.1%で、前回調査の67.4%から2.7ポイント上がりました(図7)。

情報化の進展に伴い、インターネット上での誹謗・中傷など深刻な差別事象が後を絶ちません。部落差別は、私たちの身近なインターネットの世界でも横行しており、子どもたちが部落差別の被害者、加害者になり得る現状があります。

平成28年12月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の第5条には、「地方公共団体は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」と述べられています。私たち教職員には、差別の現実を知り、部落差別を解消するための教育を推進していくことが求められています。

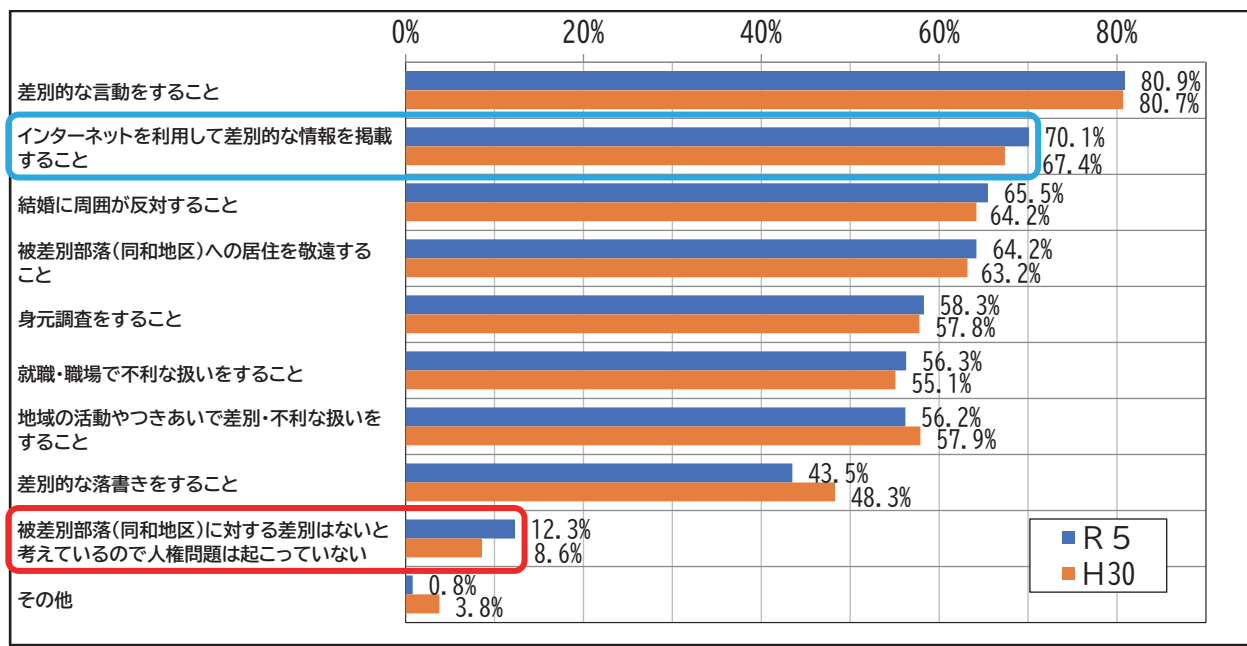


図7 【問12】同和問題に関して起きていると認識している差別事象等（経年）

同和問題に対して正しく理解を深めるために、令和5年度版「なくそう差別 築こう明るい社会～同和問題 基礎資料～」を活用しましょう。



研修を深め、自信をもって指導したいと考えている

1 人権教育を推進することに対して自信をもちたい

人権教育の取組に対する意識が高まっている一方、問8「人権教育を進める際に、あなたが困っているのはどのようなことですか。」の質問に対し、「間違っただけをしないか（差別を助長してしまうのではないか）不安である。」と回答した割合が60.9%で、前回調査の46.6%から14.3ポイント上がりました（図8）。

これは、社会情勢の変化に伴い、人権について身近に捉える機会が増えたこと、また、新たな人権課題等を含め、児童生徒が正しく認識し、自分事として捉えられるような授業に取り組むたいが、教師自身の学びが追いついていない、足りていないと感じているからではないかと考えられます。

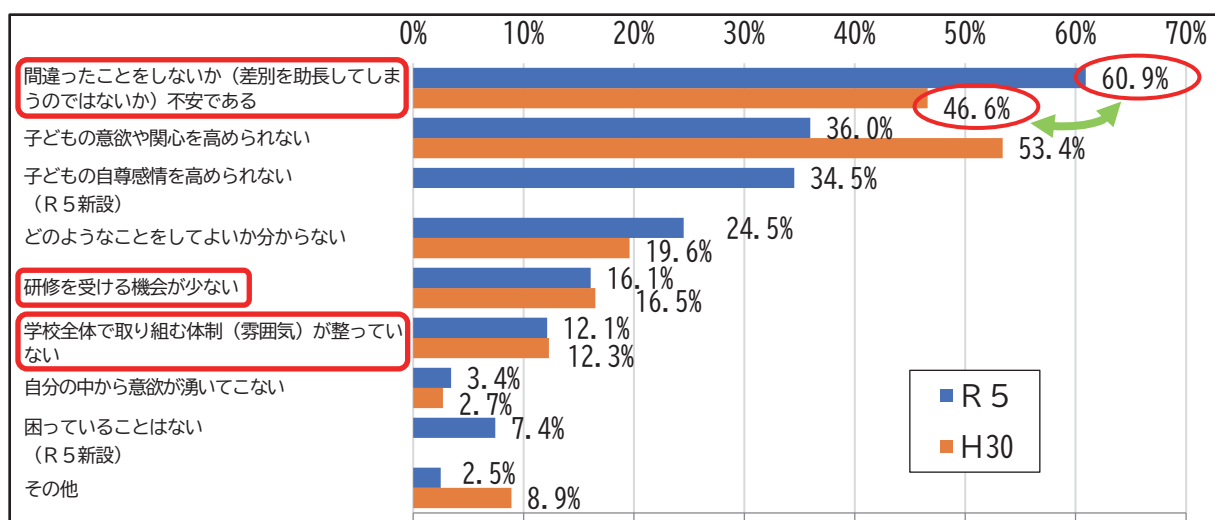


図8【問8】人権教育を進める際に困っていること（経年）

また、「研修を受ける機会が少ない」、「学校全体で取り組む体制（雰囲気）が整っていない」と回答した教職員が、前回調査と変わらず一定数いることも分かります。研修機会を増やし、同僚と一緒に学ぶ体制を整えることで、人権教育を更に進めていきたいという意欲はあるものの、個人の取組や一部の教職員の実践にとどまっているという課題があるのではないのでしょうか。

全ての教職員が全ての児童生徒に寄り添って人権教育を進めるためには、学校全体の共通認識や共通実践が重要なポイントになります。これまでの調査結果から分かるように、人権教育を進める上で大事にしたいことや差別の捉え方等には、年齢差や個人差があるのは明らかで、学びの差があるのも当然のことです。

「教育課程で時数や指導内容が計画されているから」などと、教科担任や担当者に任せのではなく、様々な学びや経験を積み重ねてきた教職員と一緒に取組を進めることで、不安が解消されるとともに、より精査された実践につながっていくと考えられます。模擬授業を通して児童生徒の思考に思いをめぐらすことで発問等を工夫・改善したり、部落問題学習の授業を全教職員で参観し感想を交流したりするなど、よりよい学びをつくるための研修を実施している学校もあります。

教職員集団が安心して人権教育を進めていくために、不安や疑問等を気軽に相談できる同僚性の構築や雰囲気づくりにも取り組んでみましょう。

2 人権課題に関する知識や情報を得る手段として、研修に期待している

問9「あなたは、人権課題に関する知識や情報を得る手段として、どのようなものが有効だと思いますか。」の質問に対し、「校内研修」が59.6%、「行政（県や市町村）が行う研修会」が53.9%、「研究団体や当事者団体等が行う研修会」が47.4%と高い割合を示しています（図9）。

校内研修は、校長のリーダーシップの下、人権同和教育担当者を中心に、計画的に実施され、また、同僚と共通した課題について語り込み、研修内容を自分事として捉えやすいことなどが、高い割合を示した要因であると考えられます。

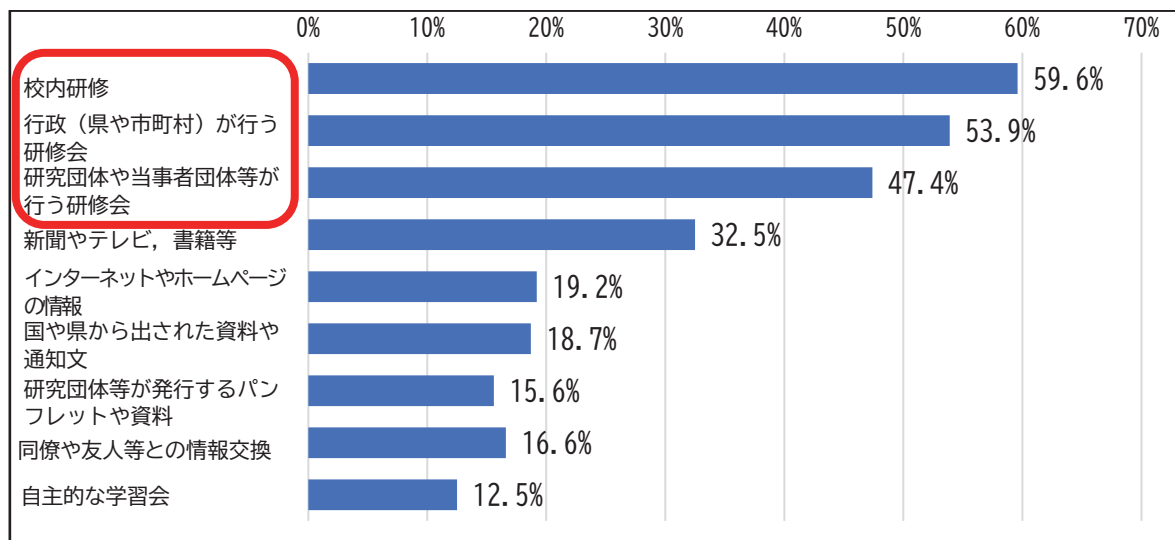


図9【問9】知識や情報を得る手段

互いの存在を認め合える学級づくりは、やはり授業が基本だと思います。一人一人の置かれている状況や個性をよく見て言葉掛けや支援をしていきたいと思いました。

人権と聞くと、難しいと考えて身構えていましたが、同僚と話し合いながら、互いに確認し合うことで、自分の実践に自信がもてるようになりました。

人権教育は特別な取組だけではなく、日々の教育活動の中で、今、関わっている子どもとの関係性を見つめ直す場であると気付くことができました。

知っているつもりでも、知らないことも多く、資料を読んで学ぶことは大事だと思います。一人ではなかなか気付にくいこともあるので、研修の場があってよかったです。

これまで人権について考えるとき、相手のことを先に考えていました。研修を通して、まずは自分の気持ちを大事にし、それとともに、相手の気持ちも大事にすることが大切であると思いました。

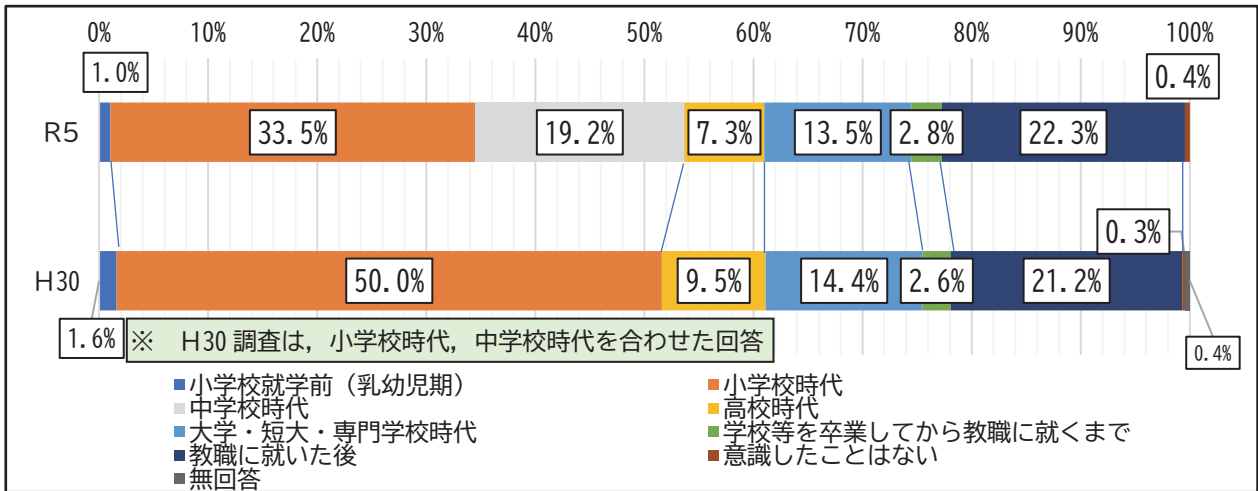
上の言葉は、本課指導主事が講師を務めた校内研修の参加者がつづった感想です。校内研修を通して、人権教育は日々の教育活動の中に埋め込まれていることに気付き、これまでの自分の実践を振り返る契機となったと感じた方が多かったようです。

各学校において人権尊重の精神に立った学校づくりを目指すために、互いに学び合うことを丁寧に重ね、校内研修の一層の充実を図ってください。

その他の調査結果（概要）

問6 あなた自身が、学習（研修）や授業、生活を通して、差別や人権について意識し始めたのはいつですか。該当する項目を一つ選択してください。

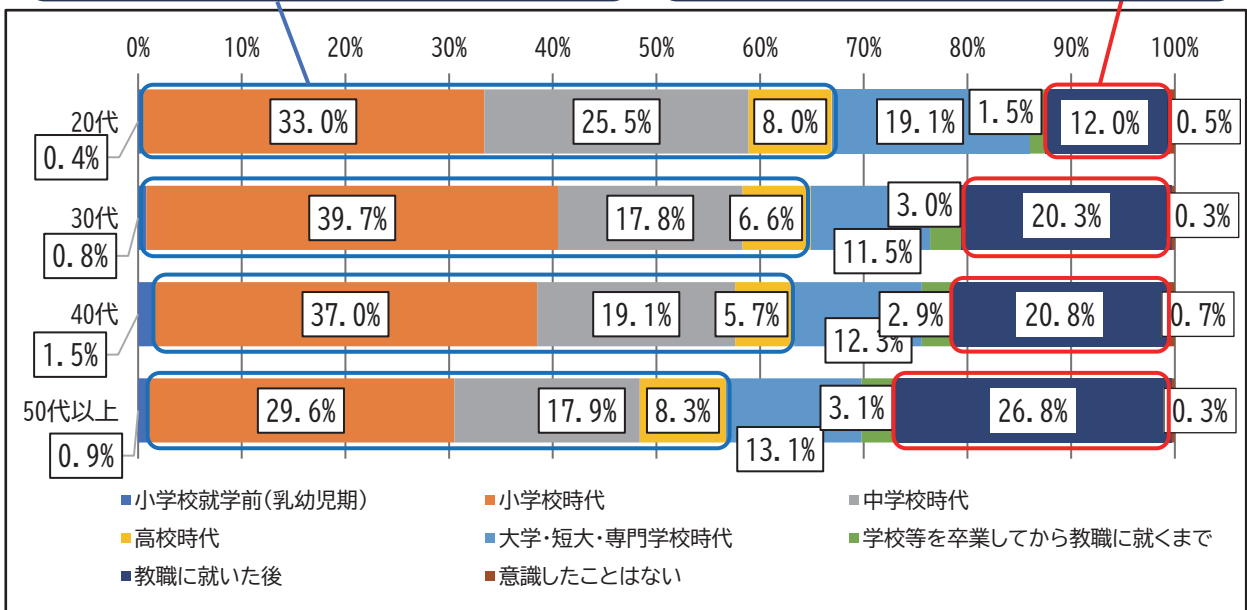
- 小学校就学前（乳幼児期） 小学校時代 中学校時代
- 高校時代 大学・短大・専門学校時代
- 学校等を卒業してから教職に就くまで
- 教職に就いた後 意識したことはない



【問6】差別や人権について意識し始めた時期（経年）

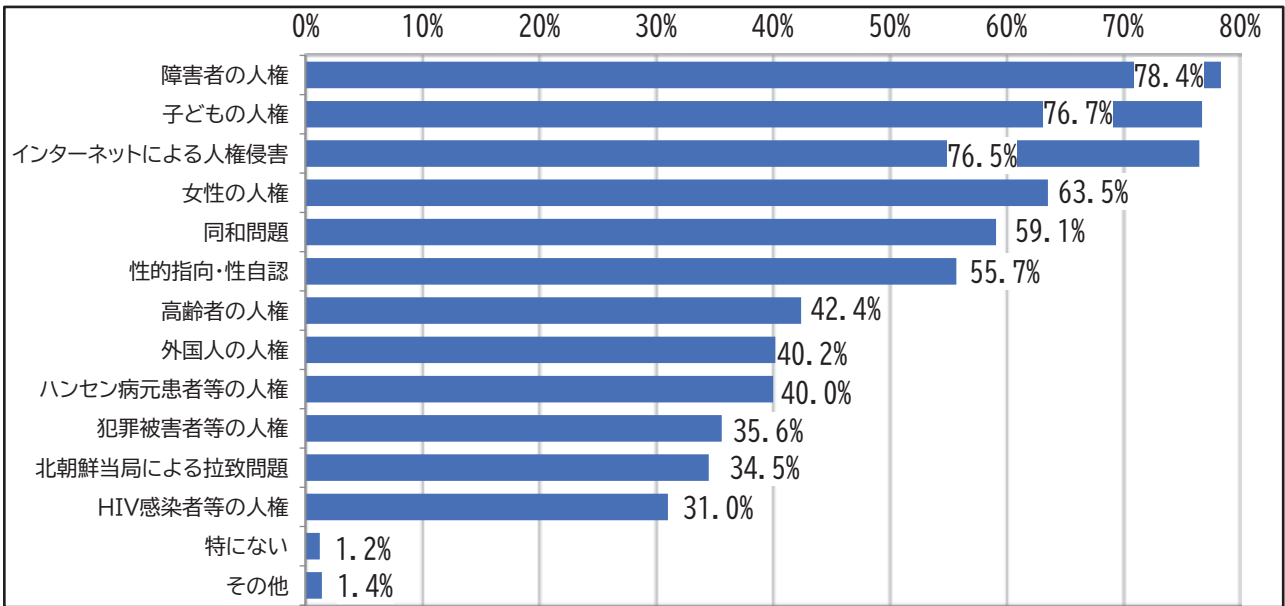
年代が若いほど、小学校から高校時代に差別や人権について意識し始めている割合が高い。

年代が高いほど、教職に就いた後に差別や人権について意識し始めている割合が高い。



【問6】差別や人権について意識し始めた時期（年代別）

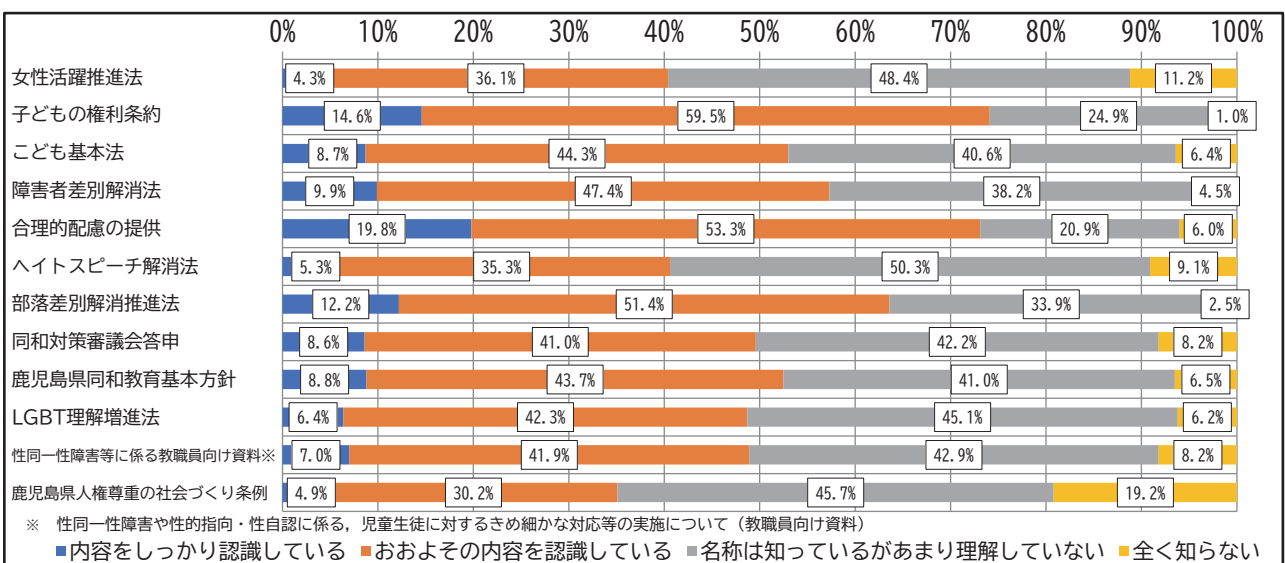
問7 あなたが、力を入れて取り組みたいと考える人権課題を全て選択してください。



【問7】力を入れて取り組みたいと考えている人権課題

問10 あなたは、次の法律や用語等の内容について、どの程度認識していますか。

- 内容をしっかり認識している
法律等の目的や理念等を踏まえ、教育実践にどのように生かせばよいか理解している。
- おおよその内容を認識している
法律等の基本的な内容（目的、理念等）を知っている。
- 名称は知っているがあまり理解していない
これまでに資料や研修会等を通して制定されたことは知っている。
- 全く知らない
今回の調査で初めて知った。



【問10】法律や用語等の内容の理解度

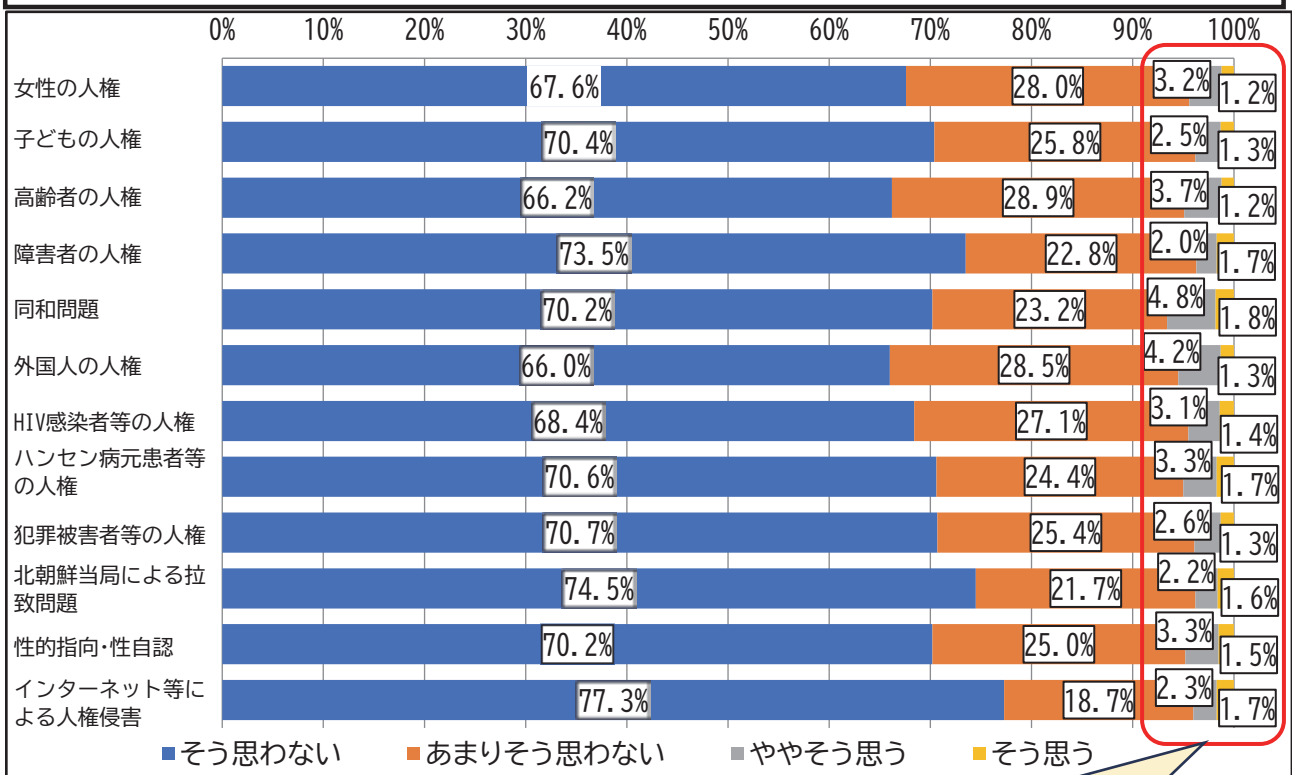


「主な法律等について」

人権に関する法律や用語等について、学びを深めましょう。

問 11 「人権課題は何もしなければ自然に解決する」という考えについて、それぞれの人権課題において、あなたの考えに近い項目を一つ選択してください。

- そう思わない ○ あまりそう思わない ○ ややそう思う
○ そう思う

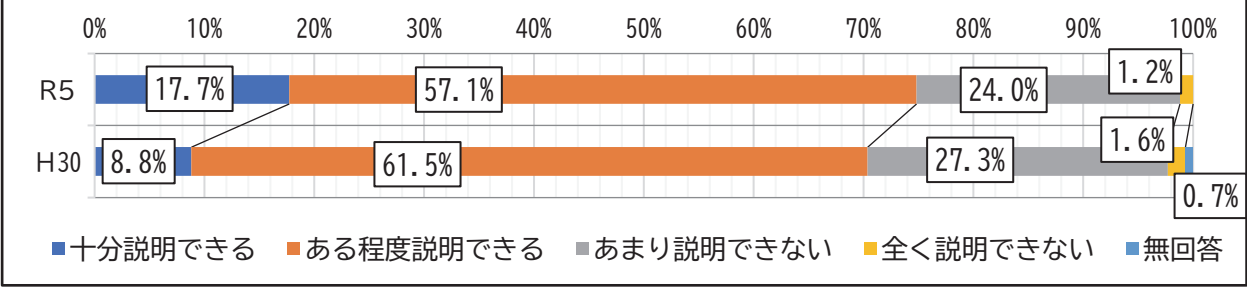


【問 11】 人権課題の解決に対する意識

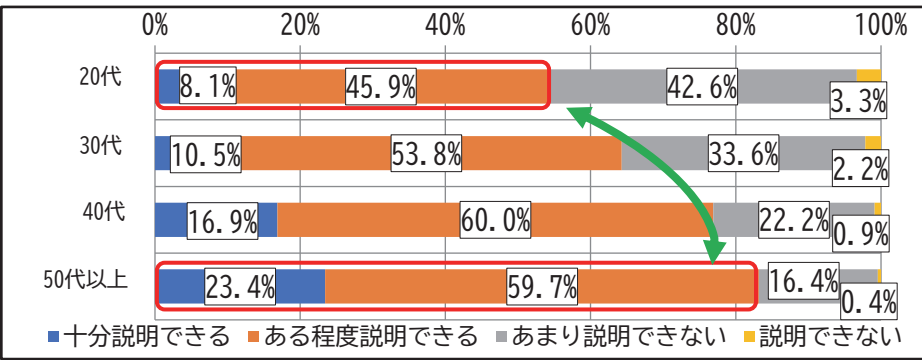
全ての人権課題において「人権課題は何もしなければ自然に解決する」という考えの教職員が一定数います。被差別当事者の思いに寄り添って考えを深められる研修に取り組むことが必要です。自然に解決する人権課題はありません。

問 13 児童生徒から同和問題に関する質問があった時、どの程度説明できますか。

- 十分説明できる
同和問題は歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が長い間厳しい環境を強いられ、今なお日常生活で様々な差別を受けている人権問題である。部落差別は被差別部落があるから存在しているのではなく、差別をする私たちがいるからある。だから、同和問題を自分事として捉えて、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていくことが私たちの務めであると説明する。
- ある程度説明できる
同和問題は今でもあり、部落差別は許されないことであるので、社会全体で差別をなくしていくことが大切であると説明する。
- あまり説明できない
同和問題は今でもあり許されることではないことは理解しているが、解決するためにどのように取り組むことが大切かうまく説明できない。
- 全く説明できない
どのように答えたらよいのか分からない。



【問 13】 同和問題に関する質問への対応（経年）

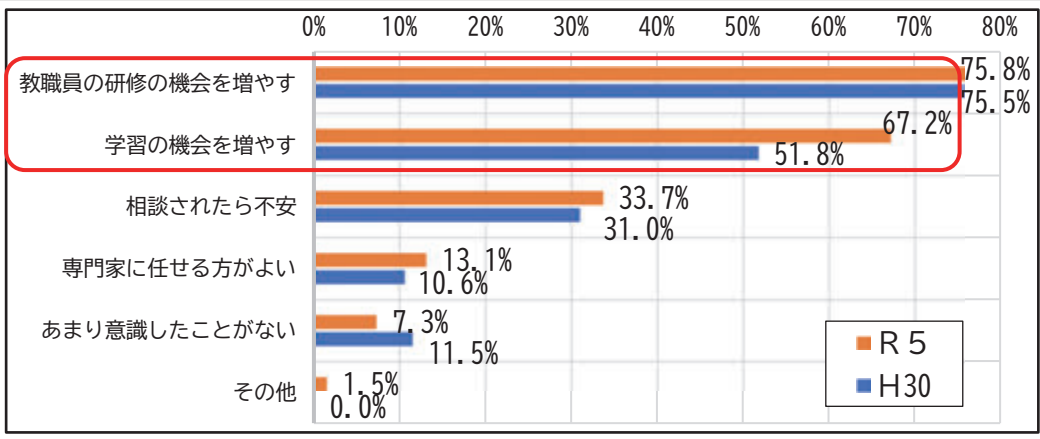


「十分説明できる」, 「ある程度説明できる」と回答した割合は、前回調査よりも増加しているが、年代によって開きがあり、20代と50代の差は29.1ポイントある。

【問 13】 同和問題に関する質問への対応（年代別）

問 14 性的指向・性自認に関することについて、あなたが感じていることに該当する項目を全て選択してください。

- 悩みを相談されたら不安である（どう対応したらよいか分からない）
- 最初から専門家（医療機関、相談機関）に任せる方がよい
- 教職員の研修の機会を増やすべきである
- 児童生徒の学習の機会を増やすべきである
- これまであまり意識したことがない
- その他



多くの教職員が、研修の機会や、学習の機会を増やすことの必要性を感じている。

【問 14】 性的指向・性自認への対応（経年）

性的指向・性自認に関する資料は、人権同和教育課のホームページに掲載されています。

- 平成31年度版「仲間づくり～性的マイノリティへの正しい理解と認識を深めるために～」
- リーフレット「性的マイノリティを正しく認識し理解を深めるために」



Ⅱ 人権尊重の精神を全教育活動の根幹に据えて

一人一人の児童（幼児，生徒）が，自分のよさや可能性を認識するとともに，あらゆる他者を価値のある存在として尊重し，多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え，豊かな人生を切り拓き，持続可能な社会の創り手となることができるようにすること

現行の学習指導要領から，理念を明確にし，社会で広く共有されるよう，全ての校種で「前文」が設けられました。前文の一部には，これからの学校に求めることとして上記のように記載されています。これは，

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」

という人権尊重の理念と通じるところがあります。

私たち教職員は，日常生活全般を通して，互いの人格を尊重し，豊かな心を育む人権教育の推進・充実を図っていくことが大切です。そのためには，まず，教職員が人権尊重の理念について十分理解し，子どもたち一人一人が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境をつくることから始めましょう。

1 人権教育を全ての教育活動を通して

(1) 人権とは何かを考える

「人権とは何か」と考える際に大切にしたいことは，具体的に様々な場面や事柄と関連させて捉えるということです。例えば，人の生存に関わる生命や身体の自由の保障，法の下での平等，衣食住の充足などの権利，また，人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由，集会・結社の自由，教育を受ける権利など，日常生活の場面を想定して考えたいものです。

子どもの人権を考える際も，今日，子どもをめぐって生じている差別や貧困などの状況を踏まえ，子どもたちの，「生きること」，「自由であること」，「幸せであること」に関わる様々な権利が尊重されているか，改めて確認してみましょう。



「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定）」では，人権を以下のように定義しています。

「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり，社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し，社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」

(2) 人権の空気あふれる学校に

今日、かけ算九九が言えるようになりました。もっともっと算数を勉強したいです。

絵を描くのが好きです。自分の「好きなこと」を大事にしていいのだなと思いました。

学校に行けなくなった時、先生が話を聞いてくれました。ささいな話や真剣な話、家族のこと、将来のことなどたくさん話しました。自分でもどうしていいか分からなかったのですが、とても安心しました。



鉄棒の発表で、逆上がりが上手にできなかったけど、先生や友達が「よくがんばったね」とほめてくれました。

大会で結果を出せずに落ち込んで登校した朝、校長先生が正門で声をかけてくれました。これまでの僕の努力をちゃんと見てくれたことや、校長先生も中学校の頃、同じような経験があることが分かってうれしかったです。負けたけど、胸を張っていいこうと思いました。

教職員の励ましや称賛の言葉に子どもたちは勇気付けられ、自己実現への道筋を見いだします。また、子どもたちは、日常的な教職員との語りを通して、安心感を高め、不安や悩みを吐露することができるようになります。

授業で人権課題について考えることや、特別活動等で人権集会や人権講話の機会を設定することも大切にしつつ、日常の学校生活の中に人権教育が埋め込まれていることを意識し、子ども一人一人が大切にされ、温かい雰囲気の中で、安心して伸び伸びと生活を送ることができるような学校づくりを推進しましょう。

2 人権教育を通じて育てたい資質・能力

(1) 人権に関する知的理解を深めるために

人権教育を推進するためには、人権に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を深めることが大切です。この知識は、人権課題を解決する上で具体的に役立つ知識であることも求められています。

意識調査の結果（p. 6）から分かるように、人権教育の取組に対する意識が高まっている一方、「間違っただけをしらないか」、「差別を助長してしまうのではないか」など、不安を感じている教職員も少なくありません。

時代の進展に伴い、人権に関して私たち教職員が学ぶべき知識は変化しますので、常に新しい情報を獲得することを心がけたいものです。人権同和教育課のホームページ等で、最新の動向等を確認してください。



(2) 人権感覚を高めるために

意識調査の結果（p. 3）から分かるように、人権教育に携わるに当たって、特に大切にしたいこととして、「自らの人権感覚を高めたい」と回答した教職員の割合が高くなっています。

そこで、改めて、人権感覚について考えてみましょう。



人権についての講話を聞いてから、これまで自分が気付かなかったことが気になるようになりました。「これっておかしくないか」と感じるが増えた気がしています。

自分も子ども時代に悔しい思いをしたことがあります。これまで、その思いに蓋をして生きてきましたが、我慢なくてよかったのだと分かって、気持ちが楽になりました。生徒たちには、我慢せずに、自分の思いや考えを表現してほしいと思っています。



子どもとの向き合い方について協議をした際、同僚の話聞いて、自分とは違う考え方や見方があると、新たな気付きがありました。明日、子どもたちと会うことが楽しみです。

職員研修後のこのような感想から人権感覚の高まりを感じることができます。

人権感覚とは、人権を守ること、あるいは守られている状況を心地よく感じ、侵害されること、守られていない状況を不快に感じる感覚です。この感覚が高まることによって、人権侵害を認識し解決しようとする人権意識が芽生えてきます。そして、この人権感覚は、人権に関する知的理解と結びついて、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動へとつながっていきます。

しかし、「感覚」と言われるだけに、経験や学びの質や量によって個人差が生じることがあります。だからこそ、参加体験型の研修や同僚との対話など、他者との関わりの中で、この感覚を研ぎ澄ましていくことが大切です。

さらに、人権教育を学校全体で推進していくためには、教職員間で、あるいは教職員と子どもとの間で、また、子ども同士で、人権感覚を互いに共有できる雰囲気があることも大切です。

これまでの人権教育の実践を振り返り、「知的理解に終始していないか」、「日常のどのような活動に人権感覚を育成する場面があるか」、「子どもたちの意欲や実践力・行動力を発揮した姿を見逃していないか」など、検証することも大切です。





これまでに述べてきた人権教育を通じて育てたい資質・能力をまとめると、下図のように表すことができます。

人権教育を通じて育てたい資質・能力

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的な行動

p.13「人権に関する知的理解を深めるために」

人権教育研修資料「なくそう差別 築こう 明るい社会」やデジタル研修教材「e-コンテンツ」等を活用して、知的理解を深めましょう。

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度
(「人権に関する知的理解」と「人権感覚」とが結合するときに生じる)

p.14「人権感覚を高めるために」

人権感覚は、他者との関わりの中で磨かれていくことを確認しましょう。

人権に関する知的理解

(知識的側面の能動的学習で深化される)

関連

人権感覚

(価値的・態度的側面と技能的側面の学習で高められる)

知識的側面

- 人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
- 憲法や国内法及び人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
- 自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識 等

関連

価値的・態度的側面

- 人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
- 自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
- 人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度 等

関連

技能的側面

- 人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能
- 能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 等

関連

全ての関係者の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級
(人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)

p.16「資質・能力を具体的に捉える」

人権教育を通じて育てるべき資質・能力を、上記の3点の側面から捉えましょう。

p.17「人権教育の成立基盤としての教育・学習環境」

学校における人権教育の取組の視点について、具体的な子どもの姿で考えていきましょう。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」から

(3) 資質・能力を具体的に捉える

人権教育を通じて育てたい資質・能力については、次の3点の側面(①知識的側面, ②価値的・態度的側面, ③技能的側面)から捉えることができます。

各学校で行われる人権教室を例にして、それぞれの側面について考えてみましょう。

【小学校高学年実践例 人権教室「自分たちの権利を考えよう」】

学習過程	主な学習活動	
気 付 く ・ 見 通 す	<p>1 権利とは何かを考える。</p> <p>権利が奪われるとどうなるでしょうか。</p> <p>自分がしたいことを自由にできない。</p> <p>子どもだけが特別にもっている権利があるのだけれど……。</p> <p>知りたい, 知りたい。</p> <p>「子どもの権利条約」があります。みなさんはどのような権利をもっているのか調べてみましょう。</p> <p>2 学習のめあてを確認する。</p> <p>「子どもの権利条約」を調べて、自分が大切にしたい権利について考えよう。</p>	<p>【知識的側面】</p> <p>「子どもの権利条約」について調べる活動を通して、自分たちがどのような権利で保護されているかを理解することができます。ここで理解したことは、自分の権利の大切さや友達の権利の大切さへの気付きにつながります。</p> <p>このように、人権教育で身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重し、人権課題を解決する上で具体的に役立つ知識であることが大切です。</p>
調 べ る ・ 広 げ る	<p>3 「子どもの権利条約」について調べる。</p> <p>【調べ方】※タブレットを活用</p> <p>① 「子どもの権利条約」は何条あるのか調べる。</p> <p>② 権利の内容を確認する。</p> <p>③ 自分が大切にしたい権利を書き出す。また、その理由も考える。</p>	<p>【技能的側面】</p> <p>自分が大切にしたい権利について交流する活動を通して、自分の思いや考えを伝えとともに、友達の考えを共感的に受け止めています。自分とは異なる考え方に触れ、正しく解釈することで、自分の考え方をより確かなものへと高めていくことにつながります。</p>
ま と め る ・ 振 り 返 る	<p>4 友達と選んだ権利について交流する。</p> <p>わたしは、第28条の「教育を受ける権利」を選びました。理由は、学校で友達と一緒に活動することが好きだからです。</p> <p>わたしは、学校で友達と一緒に活動することが好きだからという同じ理由だけど、第31条の「休み、遊ぶ権利」を選びました。</p> <p>同じ理由でも、大切にしたい権利は、それぞれ違いますね。</p> <p>5 全体で共有する。</p>	<p>このように、人権教育が育成を目指す技能には、コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、違いを認め受容できるようにするための技能などが含まれます。こうした技能は人権感覚を更に鋭くしていきます。</p>
	<p>6 「自分を大切にすること」や「相手を大切にすること」について考える。</p> <p>自分を大切にすることはどういうことでしょうか。</p> <p>7 本時の学習で気付いたこと、考えたこと、これからやってみたいことなどを確認する。</p> <p>子どもだけが特別にもっている権利が、予想よりたくさんあることに驚きました。わたし自身、このようなたくさんの権利で守られて、大切にされているのだということが分かりました。これからは、自分を大切にしながら、わたしと同じように権利で守られている友達も大切にしていきたいです。</p> <p>わたしは、これまで自分の考えを言えないことが多かったです。これからは、自分を大切に、自分の考えや思いを伝えていきたいと思いました。</p>	<p>【価値的・態度的側面】</p> <p>学習を振り返る活動を通して、自分自身を大切にするとともに、友達も大切にするという思いにまで高めています。この思いは、自他の人権実現に向けた実践行動に結び付きます。</p> <p>このように、人権教育が育成を目指す価値や態度には、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれます。こうした価値や態度が育成されると、人権感覚の高まりにつながります。</p>

みんなで考えよう!

p.15の図「人権教育を通じて育てたい資質・能力」を見ながら、学校生活の中で、3点の側面にある資質・能力が育つと思われる場面や、実際に子どもたちが資質・能力を発揮することができた場面を、具体的に出し合ひましょう。

○ 知識的側面

【例】 社会科で学習した人権関連の条約や法令等について、自分の生活と重ねながら調べ、内容や制定された背景等について追究する学習

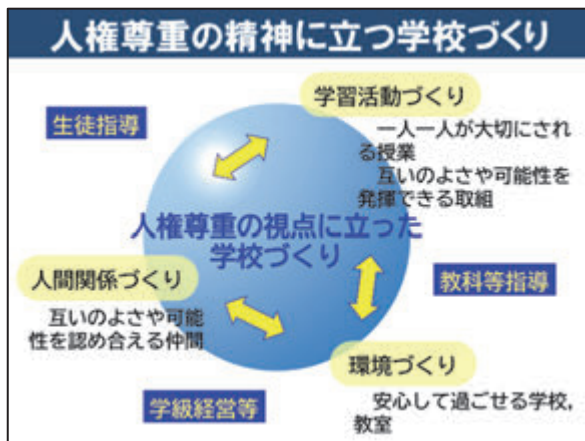
○ 価値的・態度的側面

【例】 児童生徒が仲間と共に自分の成長を意識できるよう、各学校行事等における目標を設定したり、それまでの過程を振り返ったりする場

○ 技能的側面

【例】 自分の考えを伝える力や、他人の気持ちを共感的に受け止める力を身に付けるというねらいを明確にした、授業の中での意見交流

3 人権教育の成立基盤としての教育・学習環境



人権教育の成立基盤としての教育・学習環境とは、どのようなものなのでしょう。

教職員間、教職員と子どもとの間、子ども同士の間関係や、学校・教室全体としての雰囲気、学校教育における人権教育を支えるものとなっているか、再確認してみます。

例えば、教師が子どものささいな発言を聞き逃さずに取り上げ、全体に広げ、一人一人の思いや考え方を認めて大切にする授業が展

開されることで、子どもの教職員に対する信頼感がより高まります。このような教職員と子どもとの関係が構築されれば、「分からないから一緒に考えて。」「どうしたらうまくできるの。私にも教えて。」など、子どもたちが自己開示をしやすい雰囲気が醸成されます。

人権教育の推進を図るために、人権尊重の精神がみなぎった学級・学校をつくっていきましょう。

【コラム】隠れたカリキュラム

人権感覚の育成には、「隠れたカリキュラム」が影響しています。

「隠れたカリキュラム」とは、学校生活を営む中で、子どもたちが自ら学びとっていく全ての事柄を指すものです。

例えば、教職員が日常的にゴミ拾いや教室掃除をする姿は、子どもたちにとっても心地よく生活できるよう、自分には何ができるかを考えることにつながります。

自校の「隠れたカリキュラム」には、どのようなものがありますか。



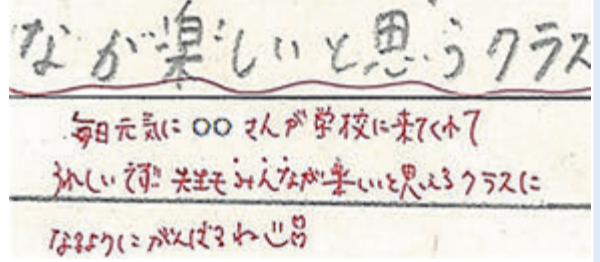
【人権教育の成立基盤としての教育・学習環境の具体例】

○ 人権週間中の図書館設営



人権に関連する書籍を展示するとともに、書籍の中の文章を掲示することで、子どもたちの関心を高める工夫をしています。

○ ワークシートや日記へのコメント



子ども一人一人の感想に学級担任がコメントを返しています。その子どもを見つめ、思いをめぐらし、よさを認めるとともに、担任の思いを「I(わたし)メッセージ」で伝えています。

コメントを受け取った子どもは、どのように感じたでしょうか。

4 Momの基本姿勢を大切に

子どもを一人の人間として尊重し、一人一人を温かいまなざしで見つめ、よさや可能性を見だし、伸ばそうとする教職員の姿は、子どもたちの安心感や自信につながります。さらに、互いのよさを認め尊重し合うことができる学校や学級の雰囲気をつくり出します。

M：見つめる

o：思いをめぐらす

m：向き合う

子どもを見つめ、背景を理解し、深く関わっていくためにも、まずは、子どもの権利について、第3章「子どもは権利の主体者」で理解を深めましょう。

子どもと向き合う基本姿勢	
M	子どものありのままを「見つめる」 ささいな変化でも「あれ？」と気付くことができるように、しっかりと見つめる。
o	子どもの背景にまで「思いをめぐらす」 子どもに関心を寄せ、関心を届ける。 子どもの言動の原因(背景)を探る。
m	子どもから見えてきた課題と「向き合う」 課題を受け入れて、取り除くために関わっていく。(一人で対応せず、組織的に対応する。)



気になる子どもはいませんか。

どのような子どもの姿がありますか。

どのような背景があるのでしょうか。

どのように向き合っていきますか。



子どもたちの暮らし(育ちや生活背景等)が学校で共有され、全ての教職員が同じ方向性で関わっていきたいですね。



人権尊重の精神に立った学校経営グランドデザインをつくるために、どのような内容を盛り込めばよいのでしょうか。ある学校のグランドデザインで確認してみましょう。

〇〇〇学校 グランドデザイン

学校教育目標

学校経営グランドデザインを教職員、児童生徒、保護者、地域の方々とも共有し、人権尊重の精神に立った学校を共に目指しましょう。

学校経営方針 [重点]

目指す教師の姿

○ 子どもの権利を大切にする教師

「子どもにとって差別のないこと」
 「子どもにとって最もよいことを第一に考えること」
 「子どもの命や生存、発達が保障されること」
 「子どもは自由に自分の意見を表明する権利をもっていること」

目指す子どもの姿

目指す教師の姿に、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の4原則が記載されています。子どもの権利を大切にして、子どもと関わる・向き合う教職員を目指しています。

かしこく

各分野それぞれに人権尊重の精神に立った重点取組が設定されています。

やさしく

たくましく

各分野に示された人権尊重の精神に立った重点取組をつなぐことで、横断的・総合的に取り組むことができます。

一人一人が大切にされる授業

- 分からないことを分からないと言える授業
- 自己存在感もてる手立て
- 共感的な人間関係を育成する学び合いの設定
- 自己選択・決定の場を工夫して設定

一人一人が大切にされる人間関係

- 自他のよさを認め合い、共感的理解を育む参加型学習の実施
- 自己表現できる力やコミュニケーション力を育成する場の設定

一人一人が大切にされる環境

- 安心・安全に生活・学習することができる学校、教室づくり
- 発見の喜びを味わえる場や活躍できる場の設定

業務改善

家庭・地域との連携

人権尊重の精神を全ての教育活動の根幹に据えることで、教職員が一丸となって取り組もうとする意識が高まります。

人権尊重の精神を、全ての教育の基盤に
 「自分を大切に 他の人を大切に 仲間を大切に」

Ⅱ 人権尊重の精神を全教育活動の根幹に据えて

Ⅲ 子どもは権利の主体者

1 「児童の権利に関する条約」の理解

(1) 子どもは権利の主体者

「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」という。)は、平成元(1989)年、国際連合総会において採択された、世界で初めて児童の権利について定めたものです。日本は、平成6(1994)年に批准しています。

本条約が採択されるまでは、子どもは「弱くて大人から守られる存在」という考え方でした。しかし、この条約が契機となり、子どもも「一人の人間として人権(権利)をもっている」、つまり、子どもは「権利の主体者である」という考え方に大きく転換されました。子どもを権利の主体と捉え、大人と同様に一人の人間として様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めているのが、「子どもの権利条約」の特徴です。「子どもの権利条約」には、次のような4原則があります。

「子どもの権利条約」の4原則

差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

(出典:日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約の考え方」)

思いきり遊ぶ、自分の好きなことを大事にできる、困った時に助けを求めるなどの行為は、子どもにとって保障されるべきことですが、これらが守られていない状況があります。

「子どもの権利」という視点で、現在関わっている子どもたちを見つめ直していきましょう。友達との関係に思い悩んでいる子ども、誰にも不安を相談できずに困っている子ども、「どうせ自分なんて…」と諦めている子どもはいないでしょうか。子どもたちの自己肯定感を育み、安心して生き生きと過ごせる教育環境をつくっていくために、「子どもの権利条約」で保障されている一つ一つの権利を知ることから始めてみませんか。

人権同和教育課のホームページに「子どもの権利条約」に関する資料を掲載していますので、参考にしてください。



(2) 「こども基本法」との関連

令和4年6月に公布された「こども基本法」は、子どもを権利の主体者として定めた日本で初めての法律です。次の基本理念は、「子どもの権利条約」の4原則を踏まえています。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(出典：こども家庭庁パンフレット「こども基本法とは?」)

(3) 「生徒指導提要」における「子どもの権利条約」と「こども基本法」の位置付け

安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、同条約(子どもの権利条約)の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えます。

令和4年12月に「生徒指導提要」が改訂されました。その中の「生徒指導の取組上の留意点」に、「児童生徒の権利の理解」が明記され、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められました。さらに、生徒指導を実践する上で「子どもの権利条約」の4原則を理解しておくことが不可欠であることも示されました。

併せて、「こども基本法」についても、「子どもの権利条約」とともに理解しておくことが求められています。

生徒会が中心となり校則を見直す場面で考えてみます。「子どもの権利条約」で謳われている「子どもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表し、様々な活動に参加する権利」を大人も子どもも正しく理解していれば、生徒たちは自らの意見を大切に集約して見直しを図ります。これは、与えられた権利としてではなく、主体者として権利を行使している子どもたちの姿と言えます。

私たち大人は、一人一人の子どもたちが個性を自覚し、自分のよさや可能性を伸ばし、自分の生き方に夢を描きながら自己実現していくことを支えたいものです。そのためには、「子どもの権利条約」や「こども基本法」の内容について理解を深め、子どもが権利の主体者であると認識することが必要です。

しかし、意識調査で子どもの権利に関する法令等の認識を問うたところ(p.9)、「内容をしっかり理解している」、「おおよその内容を理解している」と回答した割合は、「子どもの権利条約」は74.1%、「こども基本法」は53.0%にとどまっています。

権利の主体者である子どもたちの理解を図るとともに、教職員も理解を深めることが重要です。

(4) 教職員の学びと子どもたちの学び

「権利をふりかざす子どもがいるのでは」と思っていたが、「自分の権利を学ぶことは他者の権利に気付くことになる」ということが分かり、納得することができた。



「子どもの権利条約」を知ったことで、子どもたちへの関わり方が変わると感じた。子どもたちの意見や感じていることをしっかりと聞いて受け止め、子どもの権利を大切にしていきたいと思った。

これは、「子どもの権利条約」について学んだ教職員の感想です。子どもの権利が守られた学級にするために、子どもたちが自ら「学級憲章」をつくるという事例から学びました。また、自分の権利を学ぶことで他者の権利も意識し、社会に貢献する力が培われることについても確認しました。子どもたちが、自分が権利の主体者であることを自覚できるようにするためにも、まずは教職員が「子どもの権利条約」について研修を深めることが大切です。

大事だと思うことは人それぞれだと感じました。その権利を選んだ理由を聞くことで、友達の様々な思いを知ることができました。



自分が思っていた以上に、自分たちは多くの権利で守られていると気付くことができました。

自分は、もしかしたら人を傷付けて、その人の権利を奪っているのではないかと思いました。人の気持ちを大切に、そして自分の気持ちも大切にしていきたいです。

誰にでも権利が存在していることを理解して、学校や社会で生きていける人になりたいなと思います。

これは、「子どもの権利条約」について学んだ子どもの感想です。「子どもの権利条約」の中から、自分の大事にしたい権利を選び、その選んだ理由を相互に発表しました。交流を通して、同じ権利を選んでも、選んだ理由がそれぞれ違うことや友達が様々な思いや願いをもっていることに気付きながら活動を進める姿がありました。

さらに、家庭教育学級で「子どもの権利条約」について学んだある保護者は、次のように話していました。



自分が子ども時代に、こんな授業を受けてみたかったです。我が子にはしっかり学んでほしいと思います。

このように、「子どもの権利条約」について学ぶことは、子どもたちにとって、自分が権利の主体者であることを認識し、周りの人の権利の大切さにも気付く契機となります。

大人の学びは、子どもとの関わり方を見直すことにつながっていきます。

全ての人々が自他を一人の人間として尊重できるよう、「子どもの権利条約」の学びを更に広げていきましょう。

2 子どもが主語の学校教育の実現

令和3年に、中央教育審議会から、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が出されました。

本答申では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としています。また、学校段階における子どもの学びの姿や教職員の姿、それを支える環境について、学習指導要領に基づいて、一人一人の子どもを主語にする学校教育の目指すべき姿が、具体的に描かれています。

「個別最適な学び」に向けて、子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援する。また、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していく。



「協働的な学び」において、集団の中で個が埋没してしまうことがないように、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげ、子ども一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生み出していくようにすることが大切である。

では、本答申のキーワードとも言える、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が、これまで人権教育で大切に取組まれてきた「人権尊重の精神に立った学校づくり」と、どのように関連しているかを確認していきましょう。

人権尊重の精神に立った学校づくり		個別最適な学び	協働的な学び
学習活動づくり	一人一人が大切にされる授業	○ 子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努める。	○ 「主体的・対話的で深い学び」を実現する。
	互いのよさや可能性を発揮できる取組	○ 個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援する。	○ 子ども一人一人のよい点や可能性を生かす。
人間関係づくり	互いのよさや可能性を認め合える仲間	○ 子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促す。	○ 異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生み出していくようにする。
環境づくり	安心して過ごせる学校、教室	安心して過ごせる学校や教室は、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けた土台となる。	

このように、本答申が実現を目指す「個別最適な学び」と「協働的な学び」は、これまで人権教育で大切に取組まれてきた、それぞれの個に応じた学びを引き出し、一人一人の資質・能力を育成する「学習活動づくり」や、異なる意見を認め、分からないことを分からないと言える「人間関係づくり」、人権が尊重され、安心して過ごすことができる学校や教室といった「環境づくり」と関連します。

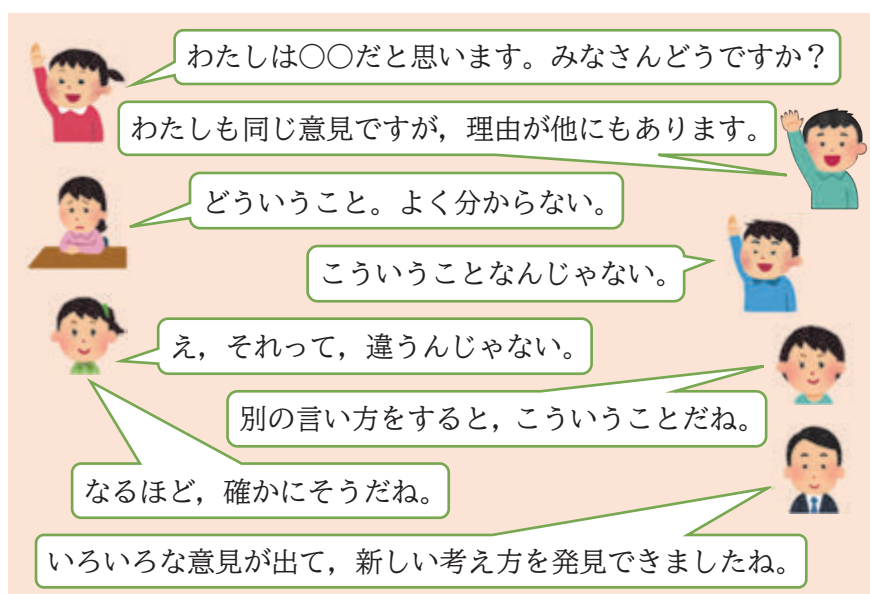
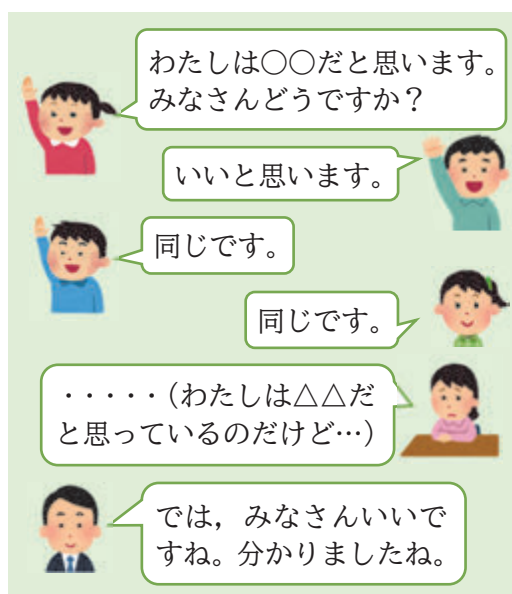


個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けた土台となる、安心して過ごすことができる学校や教室では、一人一人の子どもを主語にする学校教育が具現化されます。「子どもが主語」とは、言い換えるならば「子どもが主役（主人公）」ということです。「子どもが主役（主人公）」になるために、私たち教職員は一人一人の子どもに大切に関わります。一人一人の子どもを大切にすることは、これまでもこれからも変わることはありません。

子ども一人一人が大切にされる「子どもが主語」の学校教育の実現に向けて、私たち教職員はどのような学びを続けていけばよいのでしょうか。第4章「教職員の学びをつくる」で考えてみましょう。

【コラム】「違い」が「豊かさ」につながる よりよい授業を目指して

本答申に示された「2020年代を通じて実現すべき『令和の日本型学校教育』の姿」の中に「正解主義」や「同調圧力」への偏りからの脱却が述べられています。子どもたちに教師の求める答えや態度、理想と考えている子ども像を押しつけていないか、振り返ってみましょう。子ども一人一人が教育を受ける権利の主体者であることを、下の図を見ながらもう一度立ち止まって考えてみませんか。



一人の子どもの発言で授業が進んでいく場面はありませんか。同じ答えでも理由が違う子ども、違う意見をもっている子どもがいます。「みんなで同じことを同じように」また、「一斉にそろえる」ことを過度に要求する場面はありませんか。

人は、誰でも同じであることが心地よい場面と、そうでない場面があります。間違った答えやつまずきがより深い学びにつながっていく経験を積むことも大切です。

たとえ同じ答えであっても、そこに行き着いた思考過程や伝え方が異なることがあります。それを聞くことで理解が促される子どもたちもいます。言い換えたり、例示を出して説明したりすることは、子どもたちの言葉の力を引き出すことにもつながります。

Ⅳ 教職員の学びをつくる

個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現することは、児童生徒の学びのみならず、教師の学びにも求められる命題である。つまり、教師の学びの姿も、子供たちの学びの相似形であるといえる。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）

このことは人権教育においても同様であると言えます。育てたい資質・能力の3点の側面（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面 p.15 参照）についてバランスよく研修しているか確かめてみましょう。例えば、知識的側面について講義を聞く、資料の読み合わせをするといった研修に偏っていないか、自尊感情や多様性の尊重などの情緒面を重視して知識やスキルを軽視していないか点検・評価してください。

私たちの学びのゴールも実践行動であると考え、「差別はしてはいけない行為だ」で終始するのではなく、どうすれば差別をなくせるのか、差別をなくすために自分は何をすればよいのかを具体的に考えることが大切になります。ここでは、どのような研修がより効果的なのか一緒に考え、実際に研修に取り組んでみましょう。

1 子どもを主語にした研修

学校は、子どもの権利が保障され、全ての子どもたちにとって安心して生活することができ、自分が大切にされ、周りの人たちも大切にされていると感じ取られるような場であることが求められています。そのためには、子どもたち一人一人がどんな思いや願いを抱いているか、家庭生活やこれまでの育ちの様子なども含めて丁寧に見取り、理解することが全ての教育活動を進める上での土台になります。中には、児童虐待やいじめ問題等、他機関とも連携して対応が急がれる場合もあります。私たち教職員がこれらの状況を見逃さず、気付くことができるような人権感覚を身に付けることは、子どもたちの命を守り、一人一人の進路を保障する上で重要な役割を果たします。この考え方を踏まえた研修の取組例を紹介します。

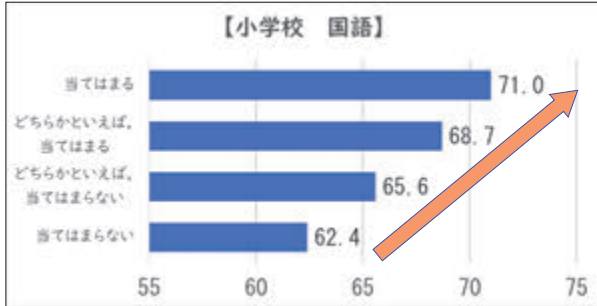


(1) 生徒指導事例研修等

子どもの姿から学ぶ事例研修は、私たち教職員の人権感覚を高めていく大事な場です。例えば、ある子どものサポートの在り方について協議する場合、その子どもを取り巻く多くの教職員等（様々な年齢や経験年数、職種）がそれぞれの見方、考え方を交流することで、新たな視点で子どもを捉え直し、子どもの思いや願いがより鮮明になることがあります。それまでの関わりの中で一面的な捉え方をしていた自分自身に気付き、明日からの子どもとの向き合い方や関わり方を見直すことは、これまでも多くの学校で取り組まれてきたことです。

このように、人権教育の視点で子どもの言動の背景を丁寧に見つめ議論することで、教職員全体の人権感覚が高まり、より丁寧な実践につながっていきます。

(2) 各種学力調査等の結果分析



※ グラフは「令和6年度全国学力・学習状況調査鹿児島県結果分析（義務教育課）」を参考に人権同和教育課が作成

令和6年11月に公表された「令和6年度全国学力・学習状況調査鹿児島県結果分析（義務教育課）」で、自己肯定感や自己調整力などの「非認知能力」に関する質問と学力調査における正答率との相関が示されました。

左のグラフは、質問「自分にはよいところがあると思う」について回答した選択肢ごとに、小学校国語科の平均正答率を示したものです。グラフから、肯定的な回答をした児童生徒の平均正答率が高くなっていることが分かります。これは、他教科や他の非認知能力に関する質問項目においても同様の傾向が見られます。

人権教育は非認知能力の育成に大きく関係しています。これまでも、人権教育では、子どもたち一人一人が自分と向き合い、仲間とつながりながら、自他を高めていくことを丁寧に取り組んできました。学力や学習状況の調査結果の分析をする際に、一人一人の子どもたちの育ちにも着目し、非認知能力を高めるために何ができるか、非認知能力を高めることによって伸ばせる学力はないかという視点で、これからの関わり方を考えるような研修に取り組んでみましょう。



「令和6年度 全国学力・学習状況調査鹿児島県結果分析」

2 全校体制で推進する人権教育

(1) カリキュラム・マネジメント

年度当初の職員会議で校長が示す学校経営方針やグランドデザインで、人権尊重の視点に立った学校の在り方について全職員で確認しましょう（p.19参照）。人権が尊重されている学校は、子どもを含む学校に関わる全ての人にとって安心できる場所となります。その上で、人権課題を扱う学習やいじめ問題を考える週間、人権週間等の取組、さらに学校行事や体験活動、職員研修等を位置付けながら、定期的に点検・評価を行い、人権教育におけるカリキュラム・マネジメントを確立してください。

年間を通じた人権教育推進のサイクルモデルをつくってみましょう。



(2) 仲間づくりを目指して

学級内で日々起きる子ども同士の意見の食い違いや衝突を解決していく過程は、大切な人権教育の場です。自分の考えを伝えたり、他者の考えを受け入れたりしながら子どもたちは仲間としてつながっていきます。このような姿は、主体的・対話的で深い学びをはじめとする様々な教育活動の基盤になります。

仲間づくりを進めていくためには、教職員のM o m（見つめる、思いをめぐらす、向き合う）の姿勢が必要です。また、子ども一人一人が個人として集団の中で自分らしく生きることができる学級の雰囲気も大切です。一人一人が安心して自分を表現するこ

とができ、失敗しても何度でも挑戦できる、意見が違って折り合うことができる教室では、個々が自分を高め、自分たちの力でよりよい学級をつくっていくことができるようになります。教室や学校で行われる仲間づくりは、一人一人の豊かな人生を切り拓き、社会をつくっていく力につながります。



仲間づくりは、人間関係や家庭環境等において厳しい状況にある子どもを中心に、周りの子どもたちをつなぐことで、周りの子どもたちも、個々に抱えるきつさや悩み、思いや願いを表現しながら共に乗り越えていこうとする取組です。このような取組を進めるためには、教職員が子どもたちに自分自身の経験や思いを語りながら、様々な問題に共に向き合おうとする姿勢が重要になります。

また、このような学級での子どもたちの様子や取組をレポートにまとめて交流する研修も有効です。教師自身の言葉で文章をつづることで、自分は子どもをどう見つめているか、どう向き合っているかを客観視することができます。

3 人権尊重の視点を踏まえた授業づくり

子どもたちが安心感や自信をもち、互いのよさを認め、支え合うような授業に向けて、大切にしたい視点を確認します。

【人権尊重の視点を踏まえた授業づくりの視点】

- 1 児童生徒一人一人の「学びたい」という思いや、よりよい自分になろうとする姿を捉える。
- 2 全ての児童生徒が安心して学び、学習内容の定着が図られるためにはどうしたらよいかを考える。
- 3 全ての児童生徒が、互いの思いや願いを大事にし、授業を通して高め合う雰囲気づくりをする。
- 4 全ての児童生徒にとってよりよい生き方につながる授業の指導内容・方法の工夫・改善を進める。

一人一人が大切にされる「人権尊重の視点を踏まえた授業」では、子どもの互いのよさや可能性が発揮される学習活動が展開されます。このような授業を繰り返し行うことで、子どもの豊かな人権感覚が育ち、自尊感情の高まりにつながります。



「人権尊重の視点を踏まえた授業づくりのポイント（例）」を参考に、授業の在り方を考えてみましょう。

【人権尊重の視点を踏まえた授業づくりの実践事例】

授業づくりにおいて人権尊重の視点から更に工夫できることを話し合いました。

- 1 人権尊重の視点を踏まえた授業について各自で考える。
- 2 考えをグループで共有し、大切にしたい授業づくりの視点を確認する。
- 3 全体で共有し、常時確認できるよう、職員室に掲示する。

【〇〇中学校授業づくりの視点】

- 1 生徒の意見を否定しない。
⇒ 承認・称賛
- 2 安全面に配慮して、安心して学べる環境をつくる。
⇒ 分からないことを分からないと言える雰囲気づくり
- 3 生徒の意見を引き出す発問などを工夫する。
⇒ ペアやグループでの話合いの充実



職員研修で、「人権尊重の視点を踏まえた授業づくりのポイント（例）」を基に、学校独自の視点を整理し共通実践を図ります。

授業の際には、意識的に生徒を認め、褒める言葉掛けをしたり、互いの意見を引き出す発問を工夫したりしながら、人権尊重の視点に立った学級経営や授業改善につなげていきます。

4 資料を活用した研修

本課では人権教育に関する研修資料を配布し、ホームページでも公開しています。個別の人権課題等について研修する資料として、デジタル研修教材「e-コンテンツ」や人権教育研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会」があります。これらの資料を使って次のように研修を工夫することができます。

- 令和6年度版「なくそう差別 築こう明るい社会～様々な人権課題～」を活用した研修例
- 1 学年部や教科部等の小集団に分かれ、資料等を基に人権課題について理解を深める。
 - 2 確認したことをスライド等にまとめる。
 - 3 全体で発表し意見交流し、人権課題に対する自分の思いや考えを伝える。
 - 4 それぞれの人権課題に共通する差別の構造等について全体で協議する。
 - 5 人権課題等に対する自分の向き合い方を確認し、今後の生き方につなげる。



デジタル研修教材
「e-コンテンツ」



「e-コンテンツ」
の活用について



令和6年度版「なくそう
差別 築こう明るい社会」



令和6年度版「なくそう
差別 築こう明るい社会」
の活用について

【コラム】人権課題を捉える三つのモデル

様々な人権課題について学ぶ際、自分自身の差別に対する向き合い方を振り返る視点を紹介します。これらのモデルを使って、様々な人権課題について考えたり、児童生徒の具体的な事例を考えたりすることで、自分自身の差別に対する捉え方を確認することができます。

〔自己責任モデル〕

「様々な被差別状況や不利益状況の原因や責任は、本人や家族にある」という考え方です。したがって、本人たちに解決するための努力を求めます。障害のある人たちについては、障害をなくすために医学的に治療したり、トレーニングしたりすることが何よりも必要だと主張します。

〔慈善モデル〕

「かわいそうな人たちがいるから助けて引き上げてあげるべき」という考え方です。障害者は守ってあげる対象であるという考え方です。「慈善ではなく権利を」という障害者運動のスローガンにもあるように「全ての人が権利の行使者」とは考えずに、本人の思いに関係なく、いたわる存在として「〇〇できないから〇〇してあげよう」などの思いをもって接しようとしています。

〔人権モデル〕

「様々な被差別状況や不利益状況の原因や責任は、社会の側にこそある」という考え方です。車椅子ユーザーが階段しかない場所で移動できないのは、移動の自由を保障していない社会の側に責任があると捉えます。権利を保障するために重要なのは、被差別当事者たちの声であり、障害者権利条約をつくる際に語られた「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」※という言葉に象徴されます。 ※令和6年度版「なくそう差別 築こう明るい社会～様々な人権課題～」p.7参照

被差別当事者の声にどう向き合っているか、二つのモデルで比較してみましょう。

「慈善モデル」に立っている人は、相手が自分に対して差別性を指摘したときや、社会に対して権利主張を始めたときに、その人から去って行ったり、その人を非難し始めたりします。

「人権モデル」に立っている人は、権利主張を始めた人を歓迎し、共に差別をなくそうとします。自分の差別性を指摘されたときは、立ち止まって自分の言動を振り返ろうとします。

自分がどのモデルの考え方に基づいているのか、職員間で互いの気付きを交流する研修は、自分を語ることになり、教職員の仲間づくりにもつながっていきます。



5 教職員の仲間づくり

私たち教職員は日々悩んだり、葛藤したりしながら子どもたちと向き合っています。日頃から悩みや困っていることを出し合える場や雰囲気があることで、私たちは安心して子どもに向き合い新たな実践にチャレンジすることができます。

学校で子どもに関わる全ての職員で、子どものことを語る時間をつくってみませんか。保健室や図書館で過ごしている子ども、事務室に毎日立ち寄る子ども、給食が好きで調理員さんとの会話を楽しみにしている子ども、主事さんと一緒に作業をすることが好きな子ども等、子どもたちはたくさんの職員に見守られて生活しています。そして、子どもを取り巻く私たち大人も、職種や立場、年齢、経験、育ち等、思いや願いも様々です。子どものことを語ることを通して私たち大人もつながることができます。生きづらさや困難さを感じながらも日々精一杯生きている子どもたちが、生き生きと安心して生活できる教室や学校を全職員で作りながら、私たち大人も「人権」をキーワードに据えてつながっていきませんか。



ある日の放課後、「子どもがあまりにも言うことを聞かない。」とぷんぷん怒りながら職員室にかけこみました。興奮している私の話を他の職員は笑って聞いてくれました。そして、前学年の担任が「前はこんなだったよ。成長、成長。」と一言。続いて教頭が「卒業式にあの子がしっかり証書を受け取る姿を見ていてね。そこをゴールにしよう。」と言いました。同僚がこの子どもの成長にどれだけ関心を寄せているか分かりました。

長く欠席していた子どもが久しぶりに登校しました。その日はとても忙しく、じっくり話ができなかったと、放課後になってから後悔しました。気になって自宅に電話をすると、保護者が「たくさんの先生に声をかけてもらったみたいで、とても喜んでいました。」とうれしそうな声で話しました。同僚は、みんな気付いてくれていたのだと思いました。私もとてもうれしくなり、心が軽くなりました。



6 学び続ける教師の在り方

各学校において人権教育を進めるに当たっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識し、最新の知識へと学びをアップデートしながら、より豊かな人権感覚を身に付けていくことが大切です。このような、生涯を通じて探究心をもちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続けることが、今、求められている教師の姿です。

私たち教職員の学びは、人権教育の成立基盤としての教育・学習環境をつくり出していきます。そして、学び続ける教師の姿は子どもたちの学び方や生き方につながっていきます。

全ての教育活動を通して人権教育を進めていくことで、全ての教職員、全ての子どもたちが安心して過ごせる場が増えるよう、そして全ての人々の人権が更に尊重される社会を共につくっていけるよう、今日を新たな学びのスタートにしていきましょう。